

京都大学数理解析研究所規程

(平成十六年達示第四十一号)

(趣旨)

第一条 この規程は、京都大学数理解析研究所(以下「数理解析研究所」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第二条 数理解析研究所は、数理解析に関する総合研究を行うとともに、全国の大学その他の研究機関の研究者の共同利用に供することを目的とする。

(所長)

第三条 数理解析研究所に、所長を置く。

2 所長は、京都大学の教授をもって充てる。

3 所長の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の所長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 所長は、数理解析研究所の所務を掌理する。

(副所長)

第四条 数理解析研究所に、副所長一名を置く。

2 副所長は、数理解析研究所の教授をもって充て、所長が指名する。

3 副所長の任期は、一年とし、再任を妨げない。

4 副所長は、所長を補佐し、研究支援のための所内組織を統轄する。

(協議員会)

第五条 数理解析研究所に、その重要事項を審議するため、協議員会を置く。

2 協議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。

(運営委員会)

第六条 数理解析研究所に、その運営に関する重要事項について所長の諮問に應ずるため、運営委員会を置く。

2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、所長が定める。

(専門委員会)

第七条 所長の諮問に應じ、共同利用研究に関する事項を審議するため、運営委員会に専門委員会を置く。

2 専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

(研究部門)

第八条 数理解析研究所の研究部門は、次に掲げるとおりとする。

基礎数理解析部門

無限数理解析部門

応用数理解析部門

(計算機構研究施設)

第九条 数理解析研究所に、附属の研究施設として、計算機構研究施設(以下「施設」という。)を置く。

2 施設に施設長を置き、数理解析研究所の教授をもって充てる。

3 施設長の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の施設長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 施設長は、施設の業務をつかさどる。

(図書室)

第十条 数理解析研究所に、図書室を置く。

2 図書室に図書室長を置く。

3 図書室長は、数理解析研究所の教授をもって充て、所長が指名する。

4 図書室長の任期は、一年とし、再任を妨げない。

5 図書室長は、図書室の業務をつかさどる。

6 図書室の運営及び利用に関し必要な事項は、所長が定める。

(研究科の教育への協力)

第十一条 数理解析研究所は、次に掲げる研究科の教育に協力するものとする。

理学研究科

(事務組織)

第十二条 数理解析研究所に置く事務組織については、京都大学事務組織規程(平成十六年達示第六十号)の定めるところによる。

(内部組織)

第十三条 この規程に定めるもののほか、数理解析研究所の内部組織については、所長が定める。

附則

1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

2 この規程の施行後最初に任命する所長の任期は、第三条第三項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までとする。

3 この規程の施行後最初に任命する施設長の任期は、第九条第三項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までとする。

4 次に掲げる規程は、廃止する。

一 京都大学数理解析研究所協議委員会規程(昭和三十八年達示第十三号)

二 京都大学数理解析研究所運営委員会規程(昭和三十八年達示第十四号)

三 京都大学数理解析研究所長候補者選考規程(昭和三十八年達示第十九号)